

大通達甲（人少）第22号
令和6年5月24日

| | |
|------|--------|
| 簿冊名 | 例規（1年） |
| 保存期間 | 1年 |

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

ストーカー加害者に対する連絡の実施について（通達）

ストーカー事案については、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、加害者が被害者及びその親族等（以下「被害者等」という。）に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるところ、被害者等の安全確保をより確実なものとするためには、加害者対策及び被害者等の保護対策の更なる強化を図る必要がある。

そこで、新たな施策としてストーカー加害者に対する連絡を下記のとおり実施することとしたので、事案対処に誤りのないようになされたい。

記

1 目的

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「法」という。）に基づく禁止命令等（以下「禁止命令等」という。）の措置を講じた加害者全員に対する警察官による連絡（以下「加害者連絡」という。）を行うことにより、加害者の近況等や被害者への執着の程度等を把握し、加害行為の再発防止及び被害者等への再被害防止措置に係る支援の向上を図ることを目的とする。

2 対象

禁止命令等の措置を講じた加害者全員を対象者とする。ただし、加害者連絡を実施することが適当でないと認める者を除く。

3 実施所属

実施主体となる所属（以下「実施所属」という。）は、禁止命令等に係る事案を主として担当する警察署とする。ただし、複数の警察署が事案に関係する場合等は、生活安全部 人身安全・少年課（以下「人身安全・少年課」という。）が実施所属となることのできるものとし、被害者等の保護の観点から人身安全・少年課と関係警察署が協議の上、適当な実施所属を指定するものとする。

4 体制等

(1) 実施所属の長

実施所属の長は、生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）（人身安全・少年課にあっては、課長補佐（人身安全対策第一担当））を加害者連絡に係る連絡責任者に指定し、加害者連絡が適正に行われるよう必要な指示を行うものとする。

(2) 連絡責任者

連絡責任者は、ストーカー事案を担当する警察官の中から連絡担当者を指定し、加害者連絡の状況を把握の上、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 連絡担当者

連絡担当者は、連絡責任者から必要な措置に関する指示を受け、本通達に基づいて加害者連絡を実施するとともに、適宜、その実施状況を連絡責任者に報告するものとする。

5 要領

(1) 命令の実施

加害者に対して禁止命令等をする際に、法第5条第1項第1号の命令に併せて、同項第2号に係る事項として、禁止等命令書（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「規則」という。）別記様式第8号）又は禁止命令等有効期間延長処分書（規則別記様式第9号）の「法第5条第1項第2号に掲げる事項」欄に「警察からの電話連絡、面談要請に応じること」を記載の上、その旨を命じること。

また、禁止等命令書を交付する際に、加害者に対し、加害行為の再発防止を図るため、電話又は面談により、禁止命令等の措置を講じた加害者（以下単に「加害者」という。）の近況等や被害者への執着の程度等を確認する旨を説明すること。

(2) 実施手段

電話又は面談により、加害者本人に対して実施する。ただし、加害者の年齢や性格、境遇等の事情により、加害者本人に直接連絡することが適当でないとする場合は、加害者の家族や同居する者その他加害者の動静に詳しい者から加害者の近況等を聴取するよう努めること。

(3) 確認事項

加害者連絡を実施する場合は、加害者の住居、職業、連絡先、被害者に対する執着の程度等の近況のほか、加害者の言動や生活の様子その他必要事項を可能な範囲内で確認し、再被害防止措置に有益と認められる情報が得られるよう努めること。

(4) 実施期間等

実施期間は禁止命令等の有効期間内とし、実施時期は禁止命令等の措置を講じた日からおおむね1か月後、3か月後、6か月後及び10か月後とする。ただし、人身安全・少年課と関係警察署が協議の上、加害者の言動や性格、加害者と被害者の関係性、被害者への連絡状況等に応じ、適当な時期に実施することができるものとする。

(5) リスク評価と被害者への対応

加害者連絡を通じて得られた加害者に関する情報に基づき、再被害防止の観点から、その都度、加害者の再犯性や報復のおそれの有無等についてリスク評価を行うこと。

また、必要に応じて、被害者に講じた保護措置の見直しを行うとともに、被害者に加害者の近況や被害者への執着の程度等を必要な範囲で伝達すること。

なお、被害者への伝達に当たっては、加害者のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう十分に配慮すること。

(6) 対応結果の記録

加害者連絡（前記(5)に規定する被害者への伝達を含む。）を実施した場合は、前記(3)の確認事項のほか、加害者連絡を継続又は終結とした経過についてストーカー事案等処理票継紙（恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案措置要領（令和5年3月31日付け大示達甲（人少）第21号別添）第3号様式）に記録すること。

6 留意事項

(1) 被害者への説明

禁止命令等の発出に際し、加害者連絡を実施する旨を被害者に説明し、その意向について禁止命令等申出書（規則別記様式第4号）の「その他参考事項」欄に記載させること。

(2) 実施の判断

実施所属は、禁止命令等の措置を実施する方針が定まった段階で加害者連絡の実施の可否を検討すること。

なお、次のいずれかに該当する場合は、人身安全・少年課と関係警察署が協議の上、加害者連絡を実施しない又は打ち切るものとするが、加害者連絡を打ち切る場合は、その旨を被害者に説明すること。

ア 加害者連絡の実施又は継続について、被害者から拒否された場合

イ 加害者連絡を実施し、又は継続することが、再発の防止の妨げになると明らかに認められる場合

ウ 前記ア及びイに掲げるもののほか、加害者連絡の実施又は継続について、実施所属の長が適当でないと認める場合

(3) 加害者に連絡が取れない場合等の措置

加害者に連絡が取れない場合又は加害者が面談に応じない場合は、禁止命令等の法第5条第1項第2号に係る事項に違反したこととなり、加害行為の再発のおそれが高いものとなる。そのため、加害者の家族等に連絡するなど、可能な範囲内で加害者の現状確認に努めるとともに、被害者等の現状確認を確実に実施し、必要な被害者等の保護措置を講じた上で、その経過を記録すること。

(4) 禁止命令等有効期間延長処分を講じた場合

禁止命令等の有効期間の延長の処分を講じた場合は、改めて加害者連絡の継続の必要性について組織的に検討すること。

(5) 関係都道府県警察との連携

加害者連絡を実施するに当たり、他の都道府県警察と情報共有する必要性が認められる場合は、関係都道府県警察間で連携を密にし、間隙が生じないよう適切に対処すること。この場合においては、人身安全関連事案連絡票（「人身安全関連事案への対応上の留意事項について」（令和3年11月1日付け大示達甲（人少）第21号）別添1）を活用すること。

(6) 被害者等の個人情報の保護

加害者連絡では、被害者等のプライバシーに配慮するとともに、連絡担当者の言動等

により、被害者等の秘匿避難先等が加害者に察知されないよう十分注意すること。

(7) 特異事例等の報告

加害者連絡を実施するに当たり特異事例等があった場合は、人身安全・少年課に報告すること。

(人身安全・少年課人身安全対策第一係)